

三農柑発第19号
平成28年1月25日

食の安全・市民ホットライン
食の安全・監視市民委員会
代表 神山美智子 様

三ヶ日町農業協同組合
代表理事組合長 後藤善一



優良誤認とみられる一部小売店の販売方法に関する 改善を求める要請書に対する回答等について

この度は、2016年1月19日付け15FSCW第25号で御連絡頂きました「優良誤認表示とみられる一部小売店の販売方法に関する改善を求める要請書」につきましては、優良誤認とみられる販売店の情報提供ありがとうございました。

私ども三ヶ日町農業協同組合では、「三ヶ日みかん」を全国で初めて生鮮食品の機能性表示食品として販売することから、昨年9月から静岡県経済連や静岡県の協力のもと、正しい販売方法の説明会を青果卸売市場、仲卸業者、量販店等に行っていました（東京3回、関東甲信越地区1回、中京地区2回、東北地区1回、静岡県内2回）。今回、誤った方法で販売を行っている店舗については、情報が充分伝わっていなかったことが考えられます。本事案に対しては、2016年1月21日に、直接の取引先である京浜地区の青果卸売市場の販売担当者様へ電話連絡をし、該店舗へ納入している仲卸様を通じて、該店舗からのぼり旗の撤去を行って頂くように要請いたしました。現在は正しい方法で販売されていることを確認しております。

また、2015年12月22日付け15FSCW第23号で御連絡頂きました「『機能性表示食品』の販売方法に関する不具合情報提供と要請書送付について」につきましては、私どもの三ヶ日町農業協同組合の職員が2015年12月24日に、販売店舗に直接出向き、現地調査及び聞き取りを行い、正しい販売方法の説明を行いました。こちらの店舗につきましても、現在は正しい方法で販売されていることを確認しております。

「三ヶ日みかん」を機能性表示食品として販売することについては、まだまだ不慣れた販売店が存在している可能性が高いことから、改めて文書等で注意喚起、周知を図ってまいります。

もし、誤った販売方法をしている店舗等の情報がありましたら、今後も情報提供いただければ幸いです。直ちに対応させていただきますので、よろしくお願い致します。